議案第2号

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例

上記の議案を提出する。

平成28年3月2日

提出者 瑞穂町長 石 塚 幸右衛門

(提案理由)

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用並びに特定個人情報の利用及び提供に関する条例(平成27年東京都条例第111号)の施行に伴い、条例を改正する必要があるので、本案を提出する。

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等 に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提 供に関する条例の一部を改正する条例

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する 条例(平成27年条例第28号)の一部を次のように改正する。

別表第2に次のように加える。

3 7 町長 東京都難病患者等に 障害者関係情報であって

	係る医療費等の助成	規則で定めるもの
	に関する規則(平成	地方税関係情報であって
	1 2 年東京都規則第	規則で定めるもの
	9 4 号。以下「都難	生活保護関係情報であっ
	病規則」という。)	て規則で定めるもの
	による難病等にり患	年金関係情報であって規
	した者に対する医療	則で定めるもの
	費等の助成に関する	特別児童扶養手当関係情
	事務であって規則で	報であって規則で定める
	定めるもの	もの
38 町長	都難病規則によるB	障害者関係情報であって
	型ウイルス肝炎又は	規則で定めるもの
	C型ウイルス肝炎に	地方税関係情報であって
	り患した者に対する	規則で定めるもの
	医療費の助成に関す	生活保護関係情報であっ
	る事務であって規則	て規則で定めるもの
	で定めるもの	年金関係情報であって規
		則で定めるもの
		特別児童扶養手当関係情
		報であって規則で定める
		もの
3 9 町長	東京都重度心身障害	障害者関係情報であって
	者手当条例(昭和4	規則で定めるもの
	8年東京都条例第6	
	8号)による重度心	地方税関係情報であって
	身障害者手当の支給	規則で定めるもの
	に関する事務であっ	THE REPORT OF THE PERSON OF TH
	て規則で定めるもの	
40 町長	障害者の日常生活及	障害者関係情報であって
	び社会生活を総合的	規則で定めるもの
	に支援するための法	
	律施行細則(平成1	地方税関係情報であって
1	I	ı

8	年	東	京	都	規具	則多	育 1	L
2	号)	に	ょ	る	精	神	通
院	医	療	費	0)	助	成	に	関
す	る	事	務	で	あ	つ	て	規
則	一で	定	め.	る	t (ク		

規則で定めるもの

医療保険給付関係情報で あって規則で定めるもの

附則

この条例は、平成28年4月1日から施行する。

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律 に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例

新旧対照表

新				旧				
別表第1 略				別表第1 略				
別表第2(第4条関係)				別表第2(第4条関係)				
略	略	略			略		略	
37 町長	東京都難病患	障害者関係情			l	l		
	者等に係る医	報であって規						
	療費等の助成	<u>則で定めるも</u>						
	に関する規則	<u>0</u>						
	<u>(平成12年東</u>	地方税関係情						
	京都規則第94	報であって規						
	<u>号。以下「都</u>	則で定めるも						
	難病規則」と	<u>0</u>						
	<u>いう。)による</u>	生活保護関係						
	難病等にり患	情報であって						
	した者に対す	規則で定める						
	る医療費等の	<u>もの</u>						
	助成に関する	年金関係情報						
	事務であって	であって規則						
	規則で定める	で定めるもの						
	<u>もの</u>	特別児童扶養						
		手当関係情報						
		であって規則						
		で定めるもの						
38 町長	都難病規則に	障害者関係情						
	よるB型ウイ	報であって規						
	ルス肝炎又は	則で定めるも						
	<u>C型ウイルス</u>	<u>0</u>						
	肝炎にり患し	地方税関係情						
	た者に対する	報であって規						
	医療費の助成	則で定めるも						
	に関する事務	<u>0</u>						
	であって規則	生活保護関係						

	で定めるもの	情報であって
		規則で定める
		<u>もの</u>
		年金関係情報
		であって規則
		で定めるもの
		特別児童扶養
		手当関係情報
		であって規則であってオの
39 町長	市古知手座と	で定めるもの
39 町長	東京都重度心	障害者関係情
	身障害者手当	報であって規
	条例(昭和48	則で定めるも
	年東京都条例	<u>Ø</u>
	第68号)によ	
	る重度心身障	地方税関係情
	害者手当の支	報であって規
	給に関する事	則で定めるも
	務であって規	<u>の</u>
	則で定めるも	
10 Met E	<u>0</u>	77 - W - B - F - C - C - C - C - C - C - C - C - C
40 町長	障害者の日常	障害者関係情
	生活及び社会	報であって規
	生活を総合的	<u>則で定めるも</u>
	に支援するた	<u>Ø</u>
	めの法律施行	地方税関係情
	<u>細則(平成18</u>	報であって規
	年東京都規則	<u>則で定めるも</u>
	第12号) によ	<u>O</u>
	る精神通院医	医療保険給付
	療費の助成に	関係情報であ
	関する事務で	って規則で定
	あって規則で	めるもの
	定めるもの	
即表第3 略	.	

別表第3 略

別表第3 略

<u>附 則</u>

この条例は、平成28年4月1日から施行する。	